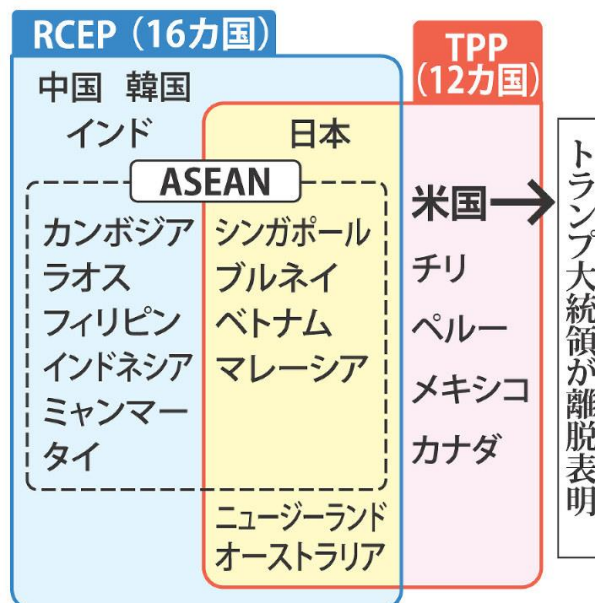


TPP (Trans-Pacific Partnership : 環太平洋パートナーシップ協定) は、アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で 21 世紀型のルールを構築する経済連携協定であり、2016 年 2 月に 12 か国が TPP 協定に署名したものの、2017 年 1 月に米国が離脱宣言をしたため、11 か国の閣僚が TPP の早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年 11 月にベトナムで開催された TPP 閣僚会合において、TPP11 協定 (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 : CPTPP) を大筋合意し、2018 年 3 月 8 日に、我が国を含めて 11 か国の閣僚が署名を行い妥結したものである。今後各国の議会で批准され、2019 年には発効する見込みである。

今回の TPP11 協定は、新興国を含むアジア太平洋地域で初めての自由貿易協定であり、域内市場の一体化の進展が期待されるとともに、折からアメリカのトランプ大統領が、国内産業を保護するため、鉄鋼、アルミ製品の輸入に高い関税を課する意向表明したこともあり、自由貿易を促進する観点から、交渉の途上にある RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership: 東アジア地域包括的経済連携) の交渉加速の刺激になることも予想される (図表 1)。

(図表 1)

RCEPとTPPの枠組み



(不動産関連分野の取り扱いについて)

TPP11 における越境サービス及び投資に関しては、共通の「附属書 I」及び「附属書 II」が規定を置いており、附属書 I は、現在留保 (発効時に存在し、今後も維持することができる措置) を記載したものであり、附属書 II は現時点では存在しない規制についての将来留保 (将来新たに規制規制を導入で

きる分野) について記載したものである。不動産関連の事項としては下記の図表2のようなものが挙げられている。附属書Iでは「留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関するすべての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付される各章の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」が他のすべての事項に優先する」と、また留保事項IIでは「留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関するすべての事項を考慮する。「概要」が他のすべての事項に優先すると記載されている。

(図表2) 附属書I 関連

番号	分野	関連する義務	政府の段階	措置	概要
32	自由職業	市場アクセス(第十・五条) 現地における拠点(第十・六条)	中央政府	土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八条)第三章から第五章まで、第七章及び第十章	国境を超えるサービスの貿易 土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士としての資格を有しなければならない。その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 土地家屋調査士サービスを提供する企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。
33	不動産業	市場アクセス(第十・五条) 現地における拠点(第十・六条)	中央政府	宅地建物取引業法(昭和27年法律第百七十六号)第二章 不動産特定共同事業(平成六年法律第七十七号)第二章及び第四章の二 マンション管理の適正化の推進に関する法律(平成11年法律第百四十九号)第三章	国境を超えるサービスの貿易 宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、かつ、主務大臣若しくはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受け、又は当該主務大臣に届出を行わなければならない。 マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。
34	不動産鑑定業	市場アクセス(第十・	中央政府	不動産の鑑定評価に関する	国境を超えるサービスの貿易 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国

		五条) 現地における拠点（第十・六条）		法律（昭和38年法律第152号）第三章	内に事務所を設置し、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。
--	--	------------------------	--	---------------------	---

（図表）附属書Ⅱ関連

番号	分野	関連する義務	措置	現行の措置
10	土地取引に関する事項	内国民待遇（第九・四条及び第十・三条） 最恵国待遇（第九・五条及び第十・四条）	国境を超えるサービスの貿易及び投資 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国民又は法人が、その外国において、同一又は累次の禁止又は制限を課されている場合に限る。	外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条

（荒井 俊行）